

## 4月の無料相談

※祝日は除きます

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:00~16:00		法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課 (☎内線2376)	要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	9日(水)	13:00~15:00		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
総合労働相談	11日(金)	13:00~16:00	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-226-3296)	
土地家屋調査士相談	2日(水)	13:00~15:00	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	16日(水)	13:30~15:30	ふれあいセンターながみね(☎内線2376)	国や法人・県に関する苦情、意見、要望(行政相談委員)	
税務相談	8日、15日、22日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センター(ほか)(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階 ☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日(水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45(13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所(☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
ひきこもり専門相談	15日(火)	10:00~12:00		ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談	18日(金)	14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日(30日を除く)	男女共同参画センター(ウララ2 7階 ☎827-1107) 月曜休館	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制	
	法律相談	12日(土)		10:00~15:00	法律が関係する困りごと(女性弁護士) ※予約制
	一般相談(外国人相談を含む)	10日・24日(木)		13:30~15:30	仕事、夫婦、家族など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制
	DVヘルプライン(電話相談)	11日・25日(金)		13:00~16:00	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力など、女性のさまざまな悩みごと
			☎827-2525		

## オンラインゲームの課金トラブル

## 親が知らないうちに子供が50万円も!?

消費生活センターから

☎ 823-3928

## 《事例》

クレジットカード利用料の口座引落とし額が50万円を超えたため、不正に利用されたのかと思い、クレジットカード会社に問い合わせたら、オンラインゲームの利用料金だといわれた。14歳の息子に確認したら、スマートフォンのオンラインゲームで、私のクレジットカード番号を入力して有料アイテムを購入したという。クレジットカード会社の話では、次月も同じような高額な請求になるという。支払いができない。どうしたらよいか。

## 《アドバイス》

スマートフォンなどを使ってインターネットを介して遊ぶオンラインゲームに関する相談が全国的に多く寄せられています。ゲーム自体は無料でもアイテムは有料で、各ゲーム会社は年齢ごとに1か月の利用料の上限を設けています。

今回のゲーム会社の設定では16歳未満の1か月の利用料の上限は5000円となっていて、親の同意があるかどうかの確認画面もありました。高額な利用をした場合、年齢を偽ったと判断されることから、未成年者取り消しの申し出に対する対応は厳しくなっている実情があります。

息子本人が利用の経緯を手紙に書いたものを添えて、ゲーム会社とプラットフォーム事業者(ゲーム販売代理業者)に未成年者取り消しを申し出ること、申し出た内容をクレジットカード会社にも伝えるよう助言しました。

親は、クレジットカードの管理をしっかりとすることはもちろん、日頃から子供のスマートフォンやゲームの利用状況について確認することが大切です。トラブルに遭った場合は消費生活センターに相談してください。